

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

1 感染状況

(1) 市内感染状況（5/21現在）

陽性累計631名【前日比+2】（うち市内居住者630名【前日比+2】）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	非公表	計			
													現在患者数	陰性確認者	死亡者	
男性	4	9	22	24	42	53	47	48	20	9		3	281	171	418	24
女性	1	6	40	35	33	52	41	45	38	28	2	4	325			16
非公表						1	1					23	25			2
計	5	15	62	59	75	106	89	93	58	37	2	30	631	171	418	42
現在患者数	171												171			
陰性確認者	418												418			
死亡者						1	6	15	11	6	1	2	42			

(2) 国内・国外の感染状況

北海道：感染者 1,024 名【前日比+5】、死亡者 78 名【前日比+1】

(5/21 17 時現在)

国内：感染者 16,063 名【前日比+20】、死亡者 771 名【前日比+8】

(5/20 12 時) チャーター機帰国者 15 名、横浜クルーズ船の乗船者 712 名（うち死亡者 13 名）

空港検疫 158 名

国外：米国 感染者数 1,527,723 名（うち死者数 91,872 名）

(5/20 12 時) ロシア 感染者数 299,504 名（うち死者数 2,833 名）

ブラジル 感染者数 271,628 名（うち死者数 17,971 名）

英国 感染者数 248,818 名（うち死者数 35,341 名）

スペイン 感染者数 232,037 名（うち死者数 27,778 名）

その他・地域(199 か国)感染者数 2,252,106 名（うち死亡者数 145,404 名）

2 札幌市における対応状況

(1) 実施体制

① 感染症対策本部

感染症やその疑いのある事例に対して、発生予防、原因究明等、迅速かつ的確な対策を総合的に推進するため、市長を本部長とする札幌市感染症対策本部を設置。新型コロナウイルス対策においては、これまでに計 8 回の対策本部会議を開催。（1/30、2/18、2/22、2/29、3/17、3/23、3/27、4/2）

② 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け設置し、これまで計8回開催。(4/8、4/10、4/13、4/18、4/24、5/1、5/5、5/15)

③ 感染症対策室

全庁横断的な情報共有や対策検討等を行い、札幌市感染症対策本部会議を補佐することを目的に、3月3日に札幌市感染症対策室(部長級)を保健福祉局に設置。4月1日付けで危機管理対策室に移管。

室長	危機管理対策部長
医療・保健体制担当	保) 総務部長、保) 健康企画担当部長
情報・調整担当	総) 職員部長、政) 政策企画部長、財) 財政部長
広報担当	総) 広報部長
生活・経済担当	市) 地域振興部長、経) 産業振興部長

※北海道の対策本部との連絡要員として保健所、危機管理対策室より職員を派遣

(2) 保健所の対応状況

① 新型コロナウイルス関連相談件数(5/20現在)

救急安心センター(#7119): 236件【前日比▲9】(発熱等あり109件、症状なし127件)

一般相談(011-632-4567): 167件【前日比▲41】※3/9より回線数増強(6→10回線)

② 姉妹都市からのマスク受入(3/11)

サージカルマスク20,000枚、N95マスク5,000枚を瀋陽市から受け入れ、感染者入院医療機関、帰国者・接触者外来医療機関に順次配布(3/13)

③ 国優先供給スキームに基づくマスク購入(3/12)

サージカルマスク40,000枚、N95マスク5,000枚を医師会、歯科医師会、薬剤師会に配分(3/13)。

④ 政府負担によるマスク受入(3/23)

サージカルマスク40,000枚を受け入れ、医療機関、関係団体等へ配布予定。

(3) 医療体制

① 帰国者・接触者外来

計13医療機関で対応中

② 検査体制(札幌市衛生研究所。5/20午前9時現在)

総検査数5,314検体(延べ3,784名)うち陽性631名*

※道内87例目患者(北海道から発表)の陽性結果を除く

③ PCR検査センター(5/20現在)

総受検者数380名

(4) 教育関連施設の対応状況

- ① 北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施（4/14～5/6）。
- ※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施（4/13～22）。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については4/13から指導休止。
- ※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を市公式HPに掲載するなどして、全児童生徒に提供（毎週木曜日更新）。
- ② 特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施（4/22～5/6）
- ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施（4/27～5/1）。
- ③ 特定警戒都道府県指定（緊急事態宣言）の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施（～5/31）。

(5) その他市有施設

- ① 区役所（10施設）、保健センター（10施設）、まちづくりセンター（出張所を含む）（87施設）：開庁（※3/1～5/31までの貸室の新規利用の申込を中止）
地区会館（57施設）：自粛要請（※3/1～5/31までの貸室の新規利用の申込を中止）
区民センター（10施設）コミュニティセンター（2施設）、地区センター（24施設）：休館（4/14～5/31）
- ② その他施設
- ・保育施設（ちあふる9施設、公立保育所11施設、公設民営保育所3施設）：開園中
 - ・子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センター（ちあふる9施設）の子育てサロン：一部開館
 - ・札幌市健康づくりセンター（中央、東、西）：臨時休館（2/28～未定）
※中央は、4/1～健診業務のみ再開したが、4/14から再休止した。
 - ・各区老人福祉センター：臨時休館（3/2～未定）
 - ・保養センター駒岡：臨時休館（3/2～未定）
 - ・若者支援施設（5施設）：相談窓口を除き臨時休館（4/14～当面の間）
 - ・市立図書施設（46施設）：臨時休館（4/14～5/31）

- ・文化施設等（25施設）：休館（4/14～5/31）
- ・スポーツ施設（体育館（13施設）・プール（9施設）・屋外競技場等（4施設）等）：臨時休館（4/14～5/31）※札幌ドームは3/1～未定
- ・円山動物園：4/14～5/31まで閉園

③ 地下鉄・市電

- ・市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施（手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。4/15～）
- ・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施（消毒：3/2～、換気：3/3～）
※当分の間継続実施
- ・2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、休校日まで遡及して払い戻し）
- ・地下鉄の車内混雑状況を交通局HPにて公表（3/18～、毎週水曜日更新）

④ バス路線（参考）

市内バス路線の減便の状況は次のとおり。市公式HP、さっぽろえきバスnavi、チ・カ・ホのデジタルサイネージにて周知実施。

- ・北海道中央バス：4/25～当面の間、日祝ダイヤにて運行。
- ・ジェイ・アール北海道バス：4/27～当面の間、土日祝ダイヤにて運行。
- ・じょうてつバス：5/16～当面の間、23時以降始発の深夜便を運休。

(6) 産業振興

① 市内中小企業（相談状況）（5/20現在）

(1) 既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】

相談件数（累計）※：12,883件【5/19比+239】（来所5,218件、電話7,665件）

※札幌中小企業支援センター内の相談窓口

(2) 機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】

相談件数（累計）：612件【5/19比+33】（来所586件、電話26件）

(3) 機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】

相談件数（累計）：334件【5/19比+62】（来所79件、電話255件）

② 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）（5/20現在）

認定件数（累計）：7,253件【5/19比+274】

【業種】飲食業1,275件、小売業1,060件、建設業1,373件、運輸業214件、製造業181件、電気・ガス・熱供給・水道業58件、保険業23件、卸売業303件、不動産業441件、宿泊業103件、医療・福祉372件、情報通信業122件、教育・学習支援業44件、サービス業1,681件、林業・鉱業3件

③ その他

- ・5/12 から 5/26 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、実態調査を実施中。（公表は6月上旬を予定）
- ・事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設(5/11)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式HPに公開(5/1)
- ・事業者向けワンストップ相談窓口を開設(4/20)
- ・経済団体等9団体と市長・3副市長による緊急懇談を実施(4/15)
- ・宿泊事業者への影響調査（3/6～）
北海道と連携してアンケート調査を実施（3/16、結果公表）

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- ・自宅でも利用可能なサービス等を提供する市内事業者等を案内する市公式HPを公開（3/4）

(7) 各種健診及び札幌市主催・共催等イベント等の実施状況

- ・乳幼児健診など各種健診

乳幼児健診については、4/14～5/31 まで休止する。その他の健診も 4/14～5/31 まで休止する（母子手帳交付、乳幼児発達相談、5歳児発達相談は継続実施中）

- ・札幌市主催・共催等イベント

感染リスクが低い施設等で行われるイベントについては、リスク回避のための感染予防対策の徹底や、所管官庁から示される通知等にも留意しながら、一部又は全部のサービスの再開に向けた準備を進める。

3 他機関の対応状況

(1) 国

5月21日 第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・専門家会議で策定された緊急事態措置の解除基準に照らし、専門家から評価を受け、大阪府、京都府、兵庫県について緊急事態宣言を解除することとした。

- ・既に多くの業種において、感染防止のためのガイドラインが策定されており、解除を受けた関西2府1県では、それらを参考にして、そして十分に警戒しながら、社会経済活動を段階的に引き上げていただきたい。
- ・また、抗原検査による検査体制の拡充、医療提供体制の強化など、次なる感染流行に対する備えについて、知事、自治体と連携しながら万全を期していく。
- ・そして、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県については、緊急事態宣言が継続することとなるが、新規の感染者数は確実に減少しており、医療提供体制にも改善が見られる。そのため、今月25日にも、あらためて専門家に評価をいただき、可能であれば、5月末の期間満了を待たずに解除する考え。

5月14日 第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・新規感染者数が直近1週間で10万人あたり0,5人以下に抑えられ、医療提供体制等が改善している39県において、緊急事態宣言の期限である5月末日を前倒しして解除する。
- ・解除を見送った東京や大阪、北海道等の8都道府県については、今月21日をめどに、改めて専門家の意見を聴き、可能であれば期限を待たずに解除する。
- ・今年度の第2次補正予算案の編成に着手し、雇用調整助成金の上限を1日あたり15,000円まで特例的に引き上げる考え。
- ・世界経済はリーマンショックとは比較にならない100年に1度の危機を迎えており、大企業も含めた資金繰り支援を拡充し、必要に応じて十分な規模の資金投入を実施していきたい。
- ・また、賃料の負担軽減のための給付金や、感染防止措置などの事業展開を支援する最大150万円の補助金を創設する考え。
- ・抗原検査について、来月には1日あたり2万人から3万人分の検査キットを供給できる見込み。PCR検査についても、唾液を使った方法の実用化を加速し、検査体制の強化を図っていく。

同日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）

- ・5月12日現在の国内事例の累積感染者数は15,705人にのぼり、東京都では1週間当たり200名の新規感染者、北海道、神奈川県、大阪府、埼玉県では50名以上の新規感染者が確認されていることから、未だ警戒が必要な状況が続いている。一方、半数以上（28県）で直近1週間以上の感染者が発生していないなど、状況は着実に改善している。
- ・医療提供体制については、現時点で入院を必要としている患者数に対して十分な病床数が確保されており、入院患者数及び重症患者数はともに減少傾向であ

ることが確認されている状況。

- ・緊急事態措置による「徹底した行動変容の要請」を解除する際には、主に以下の3点を総合的に判断することが求められる。

(1) 感染の状況（疫学的状況）

- ① 直近1週間の新規感染者の報告数が、その前の1週間の報告数を下回り、減少傾向が確認できること
- ② 直近1週間の10万人あたり累積新規感染者の報告数が0.5人未満程度であること

(2) 医療提供体制（医療状況）

- ① 重症者数が減少傾向であり、医療提供体制が逼迫していないこと
- ② 今後の患者急増に対応可能な体制が確保されていること

(3) 検査体制の構築

- ① 都道府県別のPCR等検査件数の動向（検査件数が一定数以上担保されていること。陽性検体の占める割合が著しく高くないこと。）

- ・緊急事態措置については、国民生活に多大なる影響を及ぼすことから、可能な限り避けることが望ましい。そのため、各都道府県は、あらかじめ地域ごとの感染状況等に関するリスク評価を行いながら、地域の状況に応じた施策等を検討する必要があるため、「地域のリスク評価（地域区分）に応じた対応」の整理を行った（新規感染者数等の状況に応じて、「特定警戒都道府県」、「感染拡大注意都道府県」、「感染観察都道府県」の3区分に分類し、適切な感染対策を実施していく必要性を提言）。

5月4日 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・4月7日に宣言した緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長する。実施地区は全都道府県であり、現在の枠組みに変更はない。ただし、5月14日を目途として、専門家から、その時点での状況（地域ごとの感染者数の動向等）を改めて評価・分析してもらい、可能であると判断すれば、期間満了を待たずに緊急事態を解除する考え。
- ・13の特定警戒都道府県では、引き続き、極力8割の接触削減に向けた取組が必要である。一方、それ以外の県では、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に、段階的に移行することとする。
- ・これからの1か月は、緊急事態の収束のため準備期間としての1か月とする。専門家会議で示された「新たな生活様式」を参考とする。今後2週間をめどに、事業活動を本格化してもらうための、より詳細な感染予防策のガイドライ

ンを策定する。

同日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）

- ・新規感染者数等は着実に減少に転じつつあるが、収束のスピードが期待されたほどではないこと、地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあることから、当面、現在の緊急事態宣言下での枠組みを維持することが望ましい。
- ・新規感染者数が一定水準に低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
- ・一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に移行していく必要がある（「新しい生活様式」の具体例な実践例が示される）

5月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）

- ・市民の行動変容が成果を上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあるものの、「徹底した行動制限」を緩和した場合には、感染拡大が再燃するおそれがある。そのため、新規感染者数が一定水準以下にまで下がらない限り、「徹底した行動制限」を続けなければならない。
- ・新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式（「3つの密」の回避やテレワーク、時差出勤等の接触機会削減の対策）に移行していく必要がある。
- ・感染者数の増加によって、医療崩壊を生じさせないために、医療機関ごとの機能分担（重点医療機関の設定等）、都道府県における調整本部・協議会の設置、患者搬送コーディネーターの配置、PCR等検査の拡充といった取組を進めていく必要がある。
- ・感染症対策が長期化することで生じるメンタルヘルスへの影響、児童虐待、営業自粛による失業等の社会的課題に対しては、適切な支援が提供されるよう、必要な措置を講じていくべきである。

4月27日 第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・全世界で感染者数が300万人に達しようとしており、今般、水際対策についても更なる見直しを行うこととした。具体的には、4月24日に感染症危険情報をレベル3の「渡航中止勧告」にまで引き上げた、ロシア、ペルー、サウジアラビア等の14か国について、入管法による入国拒否対象地域に追加し、同

月29日午前0時から効力を発生させるものとした。これにより、合計87の国と地域について入国拒否を行うこととなったが、これら対象地域から帰国した邦人等に対しては、引き続き、空港におけるPCR検査を確実に実施する。

また、これまで講じてきた14日間の自主待機要請等の検疫強化、査証制限、航空機の到着空港の限定といった対策は、世界的な感染拡大の状況を踏まえ、実施期間を1か月更新し、5月末日まで実施することとする。

4月24日 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・院内感染防止の徹底を図るため、医療防護具を国が直接優先的に提供することから、WEBを活用した状況把握システムの構築等を進める。
- ・感染拡大に伴う外出自粛等により、生活不安やストレスによる児童虐待、DV被害等のリスクが高まっていることから、必要な取組を進めていく。DV防止策については、4月20日から新たな相談窓口を設置した。

4月22日 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<総理発言>

- ・専門家会議から提言を受けた接触機会の8割削減を達成するため、「10のポイント」に沿った行動を取るよう国民に要請（ゴールデンウィークにおける感染拡大防止に資する行動の必要性に言及）。
- ・国民1人当たり10万円の給付を急ぐことを明言。

同日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）

- ・人の移動は大きく減少したが、接触機会の8割削減が達成できたか否かは確認できていない。目標達成のためには、テレワーク等の徹底を図るとともに、更なる対応について検討が必要。また、ゴールデンウィークの帰省等に係る人の移動で全国に感染が拡がることが懸念されるため、不要不急の外出自粛の徹底を要する（「人の接触を8割減らす、10のポイント」を示す）。
- ・症状に応じた病床等の確保や、軽症者等のための宿泊施設を確保していく必要がある。また、医療機関では院内感染が続発しており、対策が急務である。
- ・緊急事態宣言が発出された今、都道府県知事等がリーダーシップを発揮し、「空床状況の見える化、PCR等検査の体制強化、保健所の体制強化及び業務の効率化」などの実現が期待される。

4月16日 新型コロナウイルス政府対策本部会合

<総理発言>

- ・緊急事態宣言対象区域を7都府県から全国に拡大（期間は5月6日まで）。
※感染者が多い北海道を含む13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定

- ・ 1世帯 30 万円の給付措置を予定していたが、全国一律 1 人当たり 10 万円の給付を行う方向で検討中。

4月11日 第28回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・ バー、ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウスなど繁華街の接客を伴う飲食店等については、緊急事態宣言が出ている地域か否かを問わず、全国全ての道府県において、特措法第 24 条 9 項に基づく自粛要請対象とするよう基本的対処方針を改正。
- ・ サージカルマスクは、来週までに合計で 4500 万枚を全国の医療機関に配布するが、7 都府県の医療機関向けに、追加で 1000 万枚を配布する。

4月7日 政府発表

同日 第 27 回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・ 7 都府県に緊急事態宣言発出。
- ・ 感染症拡大防止策や、雇用の維持と事業の継続等に関する緊急経済対策を発表。事業規模は 108 兆円（うち今回補正額 16.7 兆円）。
- ・ 内容は、小・中・高・特別支援学校等への布マスクの配布、緊急包括支援交付金（仮称）の創設、生活支援臨時給付金（仮称、1 世帯当たり 30 万円の給付）の創設、子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人あたり 1 万円を上乗せ）、地方創生臨時交付金（仮称）の創設、制度融資を活用した実質無利子・無担保融資の創設、GIGA スクール構想の加速、納税者に対する新たな徴収猶予制度の特例の創設等の税制措置など。

4月6日 第 26 回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・ 4月7日の諮問委員会で専門家の意見を受け、緊急事態宣言を発出する考え。東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の 7 都府県を対象地域とし、1 か月程度を目安とする。
- ・ 感染者が増加した場合、民間ホテルの借り上げに加え、東京オリンピック・パラリンピックのために準備した警察派遣部隊用プレハブを改修して使用する考え。
- ・ 治療薬とワクチン等の研究開発を加速。
- ・ 日本公庫等における実質無利子・無担保の融資制度による強力な資金繰り支援で、事業の継続を後押しする。

- ・生活に困難をきたしている世帯向けに 30 万円の給付を行うことに加え、中堅・中小企業に 200 万円、個人事業者に 100 万円の現金給付を行う。

4月7日 政府発表

同日 第27回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・7都府県に緊急事態宣言発出。
- ・感染症拡大防止策や、雇用の維持と事業の継続等に関する緊急経済対策を発表。事業規模は108兆円（うち今回補正額16.7兆円）。
- ・内容は、小・中・高・特別支援学校等への布マスクの配布、緊急包括支援交付金（仮称）の創設、生活支援臨時給付金（仮称、1世帯当たり30万円の給付）の創設、子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人あたり1万円を上乗せ）、地方創生臨時交付金（仮称）の創設、制度融資を活用した実質無利子・無担保融資の創設、GIGAスクール構想の加速、納税者に対する新たな徴収猶予制度の特例の創設等の税制措置など。

4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・4月7日の諮問委員会で専門家の意見を受け、緊急事態宣言を発出する考え。東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象地域とし、1か月程度を目安とする。
- ・感染者が増加した場合、民間ホテルの借り上げに加え、東京オリンピック・パラリンピックのために準備した警察派遣部隊用プレハブを改修して使用する考え。
- ・治療薬とワクチン等の研究開発を加速。
- ・日本公庫等における実質無利子・無担保の融資制度による強力な資金繰り支援で、事業の継続を後押しする。
- ・生活に困難をきたしている世帯向けに 30 万円の給付を行うことに加え、中堅・中小企業に 200 万円、個人事業者に 100 万円の現金給付を行う。

4月3日 厚生労働省発表

- ・「軽症者等の療養に関する対象者等の基本的考え方について」にて、無症状や軽症の感染者を自宅やホテルなどで療養させる方針を示した。加えて、「宿泊療養のマニュアル」「自宅療養中の患者へのフォローアップ及び感染管理対策」も発表。また、退院基準を緩和し、症状改善後24時間後の検査での陰性確認とした。

4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業に関するガイドライン」を踏まえ、保護者への助成や、放課後児童クラブや学校教室の活用など地域事情に応じた取組への支援継続。
- ・水際対策の更なる強化（49の国と地域の全域について入管法による入国拒否対象地域に追加、入国者に対して14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛要請などを実施）
- ・マスク生産設備への投資を支援し、月7億枚を確保見込み。5月から感染者が多い都道府県から順次、布マスクを配布。全国約5000万世帯（一住所当たり2枚）。4月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）
- ・地域の医療供給体制の強化が近々の課題であるとの見解を公表。いわゆる「医療崩壊」は、オーバーシュートが生じてから起きるものではなく、爆発的感染が起きる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される。医療体制を検討する上での指標等として、①重症者数 ②入院者数 ③利用可能な病床数と、その稼働率や空床数 ④利用可能な人工呼吸器数・ECMO数と、その稼働状況 ⑤医療従事者の確保状況を示した。
- ・3月19日の提言の地域区分について、名称を「感染拡大警戒地域」「感染確認地域」「感染未確認地域」とし、それぞれの地域区分に応じて、学校再開やイベント自粛などの対応を考える方針を示した。

3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

- ・特措法に規定する「基本的対処方針」を決定。感染症の対処に関する全般的な方針は以下のとおり。
 - ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の提言を図り、感染拡大の速度を抑制する。
 - ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
 - ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
 - ④ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

- ・首相より、緊急経済対策として、以下5本柱の措置を講じることを明言。
 - ① 感染拡大防止策の充実や医療提供体制の整備、治療薬の開発
 - ② 雇用の維持と事業の継続（中小事業者向けに新しい給付金制度創設）
 - ③ 官民を挙げた経済活動の回復（観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象とした、官民一体型のキャンペーンとして大規模な支援策を展開）
 - ④ 強靱な経済構造の構築（生産拠点の国内回帰支援等のサプライチェーン対策やテレワークなど ICT 活用による経済の強靱化・効率化の推進）
 - ⑤ 今後の感染状況への備え（感染症対策に関する予備費を創設）

3月26日 改正新型インフル特措法に基づく政府対策本部設置

同 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・特措法に基づく「基本的対処方針」の策定を関係省庁へ指示。
- ・水際対策の更なる強化（欧州21か国及びイランの全域を入管法による入国拒否対象地域に追加するほか、検疫の強化などを実施）

3月25日 外務省発表

- ・全世界に対する危険情報をレベル2に引き上げ、不要不急の渡航自粛を要請

3月24日 文部科学省発表

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を公表

3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・米国全域からの入国者に対して、検疫所長の指定する場所で14日間待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請（期間：3/26以降、当面の間、4月末日まで）

3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・専門家会議の見解を踏まえ、以下2点に取り組むことを明言。
 - ① 感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策の抜本的な強化
 - ② 感染者の急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備
- ・小中高の再開に向けた、具体的な方針の取りまとめを文部科学省へ指示。
- ・全国規模の大規模イベント等の開催は、専門家会議の見解を踏まえ、引き続き主催者がリスクを判断して慎重に対応すること。今後は、「多くの人に参加する場での感染対策の在り方の例」も参考にしよう指示。

3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

- ・これまでの以下3本柱の基本戦略を維持、必要に応じて強化し、速やかに行

われなければならない旨の見解を公表。

- ① クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応
 - ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
 - ③ 市民の行動変容
- ・北海道の感染状況と対策効果について、「一定程度、新規感染者の増加を抑えられたが、依然として流行は明確に収束に向かっておらず憂慮すべき状態が続いている。また、北海道知事による緊急事態宣言は、道民の日常生活行動を変容させ、事業者の迅速な対策などにより、急速な感染拡大防止の観点からみて一定の効果があった」と評価。

3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部

首相、以下の措置を講じることを明言。

- ・返済免除特約付き緊急小口資金等の特例の拡大
- ・公共料金の支払猶予等
- ・国税・社会保険料の納付猶予等
- ・地方税の徴収猶予等

3月18日 厚生労働省発表

- ・小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付の開始を発表（～6/30まで）。

3月17日 厚生労働省発表

- ・人口に占める患者数の割合が大きい地域（札幌市、旭川市を含む35市町村）の介護施設等に対してマスクを優先配布することを公表。3/19以降、1週間程度で配布予定。

3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法施行

同 首相会見

- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、「現時点で宣言する状況ではない」と表明。宣言の要件については「判断は専門家の意見を伺いながら、慎重に行う」と述べた。

3月12日 厚生労働省発表

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンター設置
(学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター0120-60-3999)

3月10日 厚生労働省発表

- ・中富良野町、北見市へのマスク追加配布は、3/12以降、実施予定と公表
- ・加えて、人口に占める患者数の割合が特に大きい地域として、せたな町、美瑛町、木古内町、知内町へ優先配布することとし、3/12以降、約40枚程度のマスク配布を公表。

3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・全国規模のイベントの実施自粛要請について、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後おおむね10日間程度の延長を求める」と表明。
- ・感染拡大防止や雇用維持などを支援する緊急対策第2弾を決定。

3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

- ・放課後児童クラブや学校教室の活用など地域の実情に応じて実施する取組についても全額国費で支援するほか、学校給食の休止の影響についても、きめ細かな支援を行うと表明。
- ・日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設し、売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行い、第1弾の緊急対応策で講じた5,000億円の資金繰り対策も含め、遡って適用すると明言。
- ・民間金融機関における貸出条件変更等、支援への取組状況のモニタリングを関係省庁に対して指示
- ・第2弾の緊急対応策として、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備、②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、③事業活動の縮小や雇用への対応、④事態の変化に即応した救急措置等、を柱として、10日に取りまとめを目指し、各省における施策の具体化を加速させる旨明言。

3月4日 厚生労働省発表

- ・中富良野町及び北見市への配達について、初回配布は7枚入り1パック（大人用）とし、残りの30枚程度は、マスクを確保次第、配布することを発表。

3月3日 菅官房長官会見

- ・臨時休校対策としての保護者への休業補償について、フリーランス及び個人事業主は対象外とし、希望者には有利な条件で融資を受けられることとする旨説明。

3月3日 厚生労働省発表

- ・中富良野町及び北見市に対してマスクの配布を決定。
(1世帯当たり約40枚、日本郵政の配達網により、6日～順次各家庭に配布)

3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・道内自治体向けにマスク配布することを明言。
(国内生活安定緊急措置法に基づき、国がメーカーから一括買取の上実施。)

2月29日 総理会見

- ・小中高校の臨時休校要請に対する理解を求める。
- ・保護者の休職に伴う所得の減少に対応する助成金制度創設を明言

2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定

(2) 北海道

5月15日 知事会見

同日 第12回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・石狩振興局管内以外の地域では、5月13日の会見で説明した内容のとおり、休業要請の一部を解除することを正式に決定。
- ・事業者への新たな支援金について、周知用チラシを作成。支援金は、AとBの2種類。支援金Aは、道の休業要請の対象であり、休業に協力いただくことに加えて「新しい生活様式」を実践いただくことで10万円を支給（遅くとも5月19日から5月31日まで休業に協力いただくことが必要）。支援金Bは、「新しい生活様式」を実践いただくことを前提に、道の休業要請の対象外であるが、自主的な休業等で月の売上が1/2以下となった事業者に5万円を支給するというもの。支援金の支給について、対象となる方に迅速に届くよう、スピード感を持って取り組んでいく。
- ・持続化給付金、雇用調整助成金について、国の相談窓口が混雑し、回答まで時間を要するという状況であったため、5月14日から、道庁と各振興局にサポート窓口を設置して対応を開始した。

5月13日 知事会見

- ・北海道における直近2週間の新規感染者数や、感染経路が明らかではない感染者数の9割以上が石狩振興局管内であり、また、重症患者19名の方は全て同管内の居住者である。振興局ごとに感染状況に差があることから、石狩管内以外の地域に関しては、今月16日から休業要請の一部を解除する方針（ナイトクラブやカラオケボックス等の法令に基づく休業要請の対象施設以外であって、床面積が千平米以下の商業施設等への休業要請や、飲食店に対して19時までとしていた酒類提供の自粛を解除）。
- ・石狩管内とそれ以外の地域における解除の見直しにあたっては、医療提供体制の状況を考慮しながら、直近1週間の平均で、1日あたりの新規感染者が10人以下、感染経路が明らかではない感染者が3人以下という基準で判断した。北海道全体としても同様の考え方とし、入院患者が250人を下回ることを5月末日までの目標とする。
- ・感染リスクを下げるとともに、経営の持続化に向け、5月16日から5月末日まで休業等にご協力いただける事業者に対して10万円、売上が大幅に落ち込んでいる事業者には5万円の給付を行う。
- ・感染拡大の兆候を早期に発見するため、PCR検査については、現在700件の対応能力があるが、5月末日までに1,000件に高めることを目指す。

5月6日 第11回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・政府の緊急事態宣言の延長に伴い、「特定警戒都道府県」である北海道においても、緊急事態措置を改正し、期間を5月31日に延長する。
- ・北海道の感染拡大状況を踏まえ、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに、「3つの密」を徹底的に避け、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を普及することを念頭においた取組を進めていく。
- ・施設の使用停止、イベントの開催停止の要請については、当面、5月15日までの協力をお願いすることとする。
- ・今後、5月14日を目途に、国の専門家による感染状況の評価が地域ごとに行われることから、このような評価に加え、北海道としても必要な分析を行い、新規患者の増加や医療提供体制が逼迫する状況が解消された際には、緊急事態措置の見直しを検討する。
- ・大学等を除く学校については、5月31日まで臨時休業の延長を要請する。

5月4日 第10回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長することを基本として、その内容については、5月15日まで同様の措置とする。
- ・政府は5月15日を目途に、専門家による感染状況の評価を地域ごとに行うこととしているため、今後の北海道の状況に応じて、措置の内容の見直しについて検討していく。

4月30日 第9回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・陽性確認された軽症者が入院を経ない宿泊療養を開始(4月29日から)
- ・軽症者の宿泊療養施設2棟目(リッチモンドホテル札幌駅前)での受け入れを開始(4月30日から)
※受入可能数140名程度
- ・「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付を開始
※受付期間は4月30日から7月31日

同日 知事・市長共同会見

- ・札幌市における患者数は日々増加しており、感染源が明らかではない患者も増えていることから、ゴールデンウィークにおいては、さらなる感染拡大が懸念される。そのため、札幌市民はできる限り自宅に居ていただき、道民は札幌市に来ないという行動を徹底し、オール北海道での取り組みによって、この危機的状況を脱していきたい。
- ・北海道、とりわけ札幌市では、感染の広がりが収まらず、医療体制の維持が厳しい状況となっている。ゴールデンウィークには、さらに厳しい体制で医

療提供に従事していただくこととなるが、道民の命を救うべく、最大限のご協力をお願いしたい。

4月28日 知事会見

- ・札幌圏域で確保されている病床数は約270床であり、患者数と比較すると逼迫した状況であるため、4月29日から、陽性確認された軽症者が入院せずに宿泊療養を実施できるものとしたいと考えている。
また、さらなる患者数の増加を見込み、4月30日から、2棟目となる施設（リッチモンドホテル札幌駅前）の協力のもと、札幌市が主体的に運営を担い、宿泊療養を開始する。
- ・患者数の増加に伴い、人工呼吸器管理を必要とする重症患者の入院医療の確保が課題と認識している。そのため、重症の感染症患者に重点的に対応する医療機関と、通常の救急医療等に対応する医療機関とで、役割分担を進めていただくことが重要と考えている。
- ・ゴールデンウィーク期間を含め、札幌市とそれ以外の地域間の往来や、北海道とそれ以外の都府県との間でも往来を控えていただくとともに、離島への来島を自粛してほしい。

4月24日 知事会見

同日 第8回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

- ・緊急事態措置を改訂し、「スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）」を追加。
- ・道民に対し、都府県への往来を極力避けるとともに、道内での他地域への不要不急の往来を避けるよう、改めて要請。

4月22日 知事会見

- ・感染リスクの低減に取り組む事業者への支援金に関するQ&Aを道公式HPに掲載するとともに、休業要請相談専用ダイヤルを開設した旨報告。
- ・外出自粛の効果によって接触機会は減少しているものの、政府が目指す8割減には届いていないため、更なる不要不急の外出自粛について要請。また、時差出勤やテレワーク等の実施を進めるとともに、ゴールデンウィークにおける帰省等を控えるよう要請。

4月20日 知事会見

同日 第7回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・休業要請に協力する事業者への支援
※法人30万円、個人事業者20万円、午後7時以降酒類の提供を自粛した飲食店10万円

- ・軽症者に係る宿泊療養(東横 INN 札幌すすきの南)の開始
 - ※受入可能数 120 名程度
- ・北海道の地域医療を守ることを目的とした寄附基金の新規募集
- 4月17日 知事会見(北海道における緊急事態措置)
- 同日 第6回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
 - ・公立学校の全道一斉臨時休業の実施(4月20日から5月6日)
 - ・道立施設の休業、休館の実施(4月18日から5月6日)
 - ・知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請
- 同日 新型コロナウイルス感染症対策に係る北海道と札幌市の意見交換(北海道における緊急事態措置・事業者への支援策・医療提供体制の整備)
- 同日 知事会見(道立の不特定多数が利用する公共施設の休館検討指示。全道の小中高等学校を20日から5月6日まで一斉休校にするよう道教委に要請。道民への週末の外出自粛・繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛・時差出勤徹底に係る要請・ソーシャルディスタンス)
- 4月13日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に関する説明会
 - ・知事、札幌市長等による自民党道連議員に対する外出の自粛で休業した飲食店等に対する休業補償・総合的な経営支援策実施の要請。
- 4月12日 新型コロナウイルス感染症対策に関する北海道と札幌市との協議
- 同日 第5回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
 - ・札幌市内の道立施設を休館(4月14日から5月6日)
 - ・緊急共同宣言を踏まえた道立学校の臨時休業措置の検討
- 同日 知事・市長会談
 - <緊急共同宣言>
 - ・札幌市内における接触機会の低減(外出自粛要請・4月14日から5月6日までの間、市内小・中・高等学校の休業措置)
 - ・繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛要請。
 - ・緊急事態宣言地区との往来自粛
 - ・医療提供体制の充実・強化(宿泊療養施設等の準備)
 - ・事業継続や感染収束後のV字回復に必要な取組を北海道と札幌市で連携して進めると共に、国への要望を行う。
- 4月10日 知事会見(外出・歓迎会等の自粛要請・ソーシャルディスタンス・感染症対策チーム内に週明け宿泊療養班立ち上げ・道要請に基づく国による空港でのサーモグラフィー設置)
- 4月9日 知事会見(国への要請事項発表当)

- 4月7日 第4回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- ・経済活動を維持しながら、密閉、密集、密着の「3つの密」の一層の強化・徹底を行う。
 - ・5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とする。
 - ・北海道への転入者に2週間の体調管理と外出自粛を要請。
 - ・外出自粛要請の判断は、新規患者数が2桁の日が発生し、リンク不明な患者が多いと判断される場合とする。
- 4月3日 第3回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- ・4月2日付けにて、退院基準の変更、自宅や宿泊施設での療養に関する運用、感染管理対策やフォローアップの在り方が示された。現時点において自宅療養や宿泊療養を原則としなければならない状況ではないが、検討・準備を開始する。約300床の入院受入体制は確保済み。
 - ・感染拡大が顕著となっている東京や大阪などへの不要不急な往来の自粛を要請。
- 4月2日 第2回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
同 知事会見
- ・学校の再開については、リンクなしの感染者数と帰国者・接触者外来の受診者数の急激な増加が確認されていないことから、「感染確認地域」に該当すると判断し、予定通り再開することが適切であると判断。札幌圏などの都市部においては、通勤と分離するため時差通学を実施する。
- 4月1日 知事会見（転出入時期における注意喚起）
- 3月27日 第1回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
同 知事会見
- ・道立施設や道主催のイベント等の再開に係る考え方を公表。感染拡大防止措置を講じた上で、道立施設では、札幌市内にある北海道知事公館や三岸好太郎美術館、真駒内公園などを4/1から再開。
- 3月26日 改正新型インフル特措法に基づく北海道対策本部設置
- ・特措法に基づく政府対策本部の設置を受けて、「北海道感染症危機管理対策本部」から、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行。
- 3月24日 第12回道感染症危機管理対策本部会議開催
- ・医療体制の強化と経済対策を2本柱とした、新型コロナウイルス対策の補正予算案を発表
- 3月18日 第11回道感染症危機管理対策本部会議開催

同 知事会見

- ・緊急事態宣言を予定どおり3/19に終了し、新たなステージへの移行を公表。
(週末の外出時における注意喚起の継続)
- ・宣言の結果として、以下2点を評価。
 - －医療崩壊を起こすような急激な患者の増加は生じず、宣言当初に恐れていた状況には至らず済んでいること。
 - －緊急事態の期間中に、検査体制や病床の確保など必要な体制強化を図るとともに、必要な情報の蓄積により、新型コロナウイルスと戦う体制を整えることができたこと。

3月12日 知事会見（週末の外出時における注意喚起）

3月10日 第10回道感染症危機管理対策本部会議開催

緊急事態宣言（2/28～3/19）を延長するか否かについて、「今週の患者の発生状況などを踏まえ、20日以降の対応を検討・判断する」との考えを表明。

3月5日 知事会見（週末の外出時における注意喚起）

2月29日 内閣総理大臣への緊急要望

2月28日 緊急事態宣言（道民へ不要不急の外出控えるよう指示）

4 その他

(1) 市民・企業への呼びかけ

【市長】

- ・市民の皆さまへのビデオメッセージを発出（4/24、4/28、5/5）
- ・「ゴールデンウィーク」緊急メッセージの発出（4/30）
- ・市民の皆さまへのメッセージを発出（2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15）

【総務局】

- ・来庁せずにできる手続き、期限を延長する手続きについて市公式HPに掲載（3/9）
- ・菊水分庁舎への出入業者（21社）に対して、マスク着用や体調管理徹底等を依頼（2/25）

【まちづくり政策局】

- ・市内各大学及び短期大学（17大学）に対して、感染拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（3/3、3/27、4/8）

【財政局】

- ・（5/12）「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」（市公

式 HP に徴収猶予の特例制度に関するページを掲載)

- ・ (4/28) 「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」 (市公式HPに市税の取り扱いについて特設ページを掲載)
- ・ (4/22) 「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」 (市公式 HP に法人市民税等の期限延長手続き等について掲載)
- ・ (4/20) 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」 (市公式HPに縦覧期間延長について掲載)
- ・ (4/17) 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」 (市公式 HP に契約上の対応に関するお知らせを掲載)
- ・ (4/10) 「夜間電話納税相談と市民税・道民税(個人住民税)申告書に係る提出期限の取扱いについて(新型コロナウイルス感染症の影響関係)」(報道発表、市公式 HP 掲載)
- ・ (4/9) 「軽自動車税(種別割)の減免申請について」(市税事務所 HP に郵送での申請受付を掲載)
- ・ 市税事務所HPでの郵送や電話による手続きや相談の推奨(2/25、3/10、3/24)

【市民文化局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式 HP に掲載(4/21)
- ・ 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式 HP に掲載(3/10)
- ・ 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談(43件(5/21時点)先週から14件増)を受けているため、市公式HPで注意喚起を掲載(2/21以降)

【保健福祉局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載(5/1)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式HPに掲載(5/1)
- ・ 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載(4/20)
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- ・ 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨市公式HPに掲載(3/12)

- ・子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出について郵送対応可能である旨市公式HPで周知（3/11）
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応開始（3/9）
- ・おとしより憩いの家の開館可否について検討を依頼（2/26以降）
- ・老人クラブ、老人クラブ連合会あてイベント開催可否の検討を依頼（2/25以降）
- ・社会福祉施設等における感染症対策について随時注意喚起を実施

【子ども未来局】

- ・小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時の閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知(5/1)
- ・認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼(4/22)
- ・市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知(4/13)
- ・認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼(4/13)
- ・認可保育施設等を通じ、専門家会議の見解を踏まえた、当分の間の可能な限りの家庭保育への協力を保護者に依頼（3/11）
- ・児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を一部延長（3/9）
- ・幼保連携型・幼稚園型認定こども園へ、可能な限りの家庭での保育協力依頼を基本としつつ、家庭での保育が難しい子どもへの配慮を依頼(3/5)
- ・一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼(3/5)
- ・児童会館・ミニ児童会館について、可能な限りの家庭保育の協力依頼に関し、指定管理者を通じて保護者へ周知(3/3)
- ・認可保育施設等へ、感染拡大防止策の徹底と、可能な限りの家庭保育の協力について、保護者への周知を依頼(3/3)

【経済観光局】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請（5/7）

- ・コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請（5/7）
- ・ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請（5/7）
- ・商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請（4/24）
- ・北海道による緊急事態措置及び「（仮称）休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請(4/23)
- ・緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請(4/20)
- ・国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請（4/9）
- ・人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請（3/27）
- ・ライブバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請(3/9)
- ・各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（市長より札幌商工会議所会頭へ要請書手交）（3/3）
- ・各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮要請（2/27）
- ・中央卸売市場内事業者へ新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送（1/30以降随時）

【環境局】

- ・大型ごみ収集センター受付時間の短縮（5月21日開始、9：00～16：30を10：00～16：30に変更）について、市公式HPに掲載（5/19）
- ・「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載(5/13)
- ・新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに掲載（5/8）
- ・家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知（5/8）

- ・使用済みマスクなどの廃棄について（2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底）市公式HPに掲載（4/30）
- ・使用済みマスクなどの廃棄について（飛散防止のためごみ袋の封の徹底）市公式HPに掲載（3/7）

【建設局】

- ・新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式HPに掲載（5/15）
- ・円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式HPに掲載（4/16）
- ・中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式HPに掲載（4/8）
- ・道路維持除雪共同企業体等に新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に向けた適切な措置を依頼（3/5）

【都市局】

- ・解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局HPに掲載（4/23）
- ・来庁せずにできる手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨について市都市局HPに掲載（3/11）

【水道局】

- ・感染症の影響による上下水道料金の支払いに関する相談窓口や、感染症に関連した水道水の安全性について市水道局HPで周知（3/2、3/24）

【交通局】

- ・感染防止に向けたポスター等の掲出（地下鉄、路面電車、駅構内ほか）

【消防局】

- ・来庁せずにできる手続きについて市消防局HPに掲載（3/6）

【病院局】

- ・院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更することを市病院局HPに掲載（3/23）
- ・新型コロナウイルス感染症への対応について市病院局HPに掲載（3/13）

(2) 市民生活への支援

- ・市民生活に関連の深い生鮮食料品・日用品などの生活関連商品について、市内のスーパー・小売店等計30店舗に対し、価格調査を実施中。

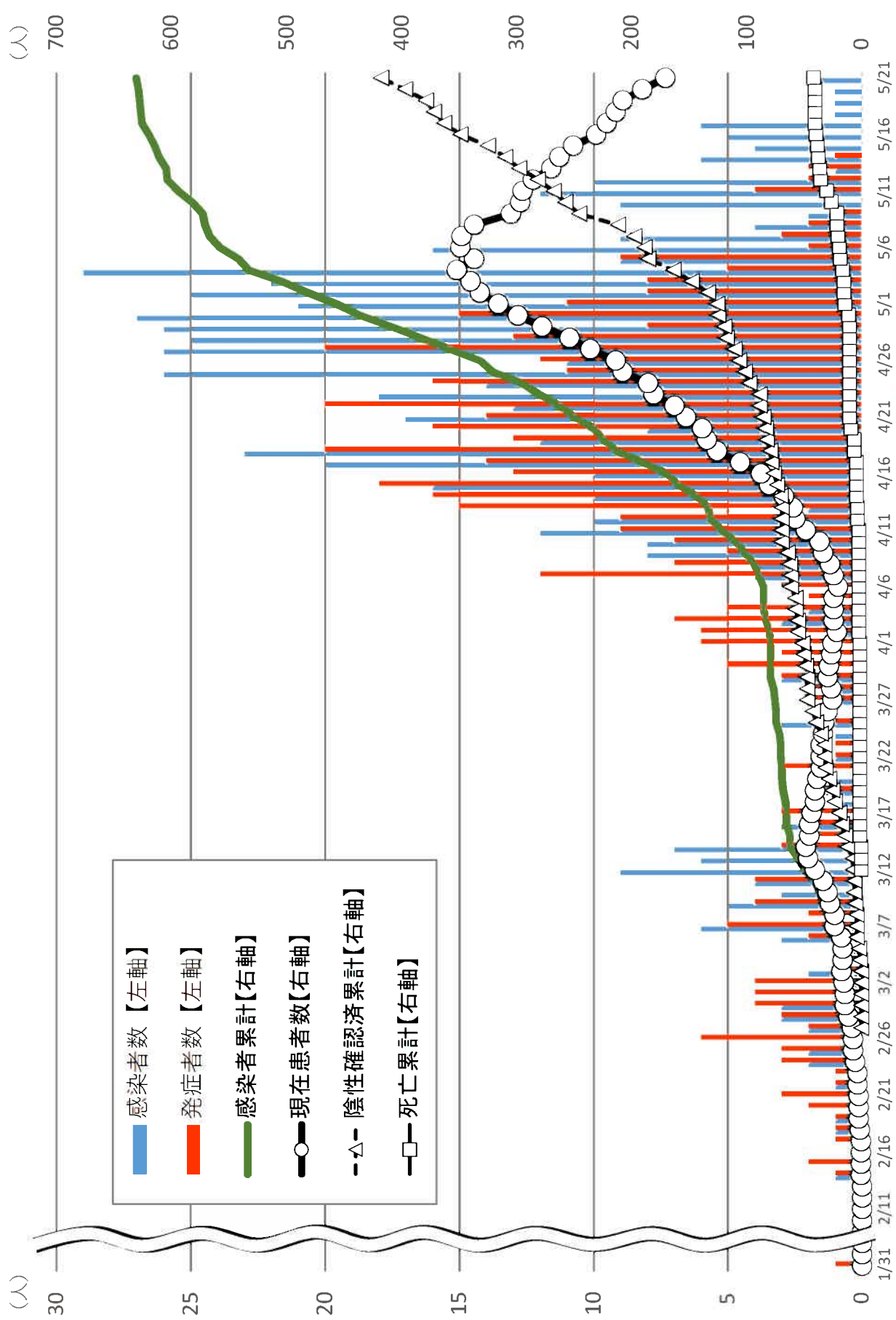
※5月14日時点での価格調査の結果、キャベツ、白菜、長ねぎなど、生鮮食品において前月に比べ大幅な価格の上昇がみられた。外出自粛による内食の需要の増加が影響したとみられる（市公式HPに掲載）

- ・トイレトーパーやティッシュペーパー等について、過度な買い占めを控えるよう、市公式HPやSNSで情報発信（3/2）

(3) 札幌市が受領した寄付マスク等の備蓄状況（4/24 現在）

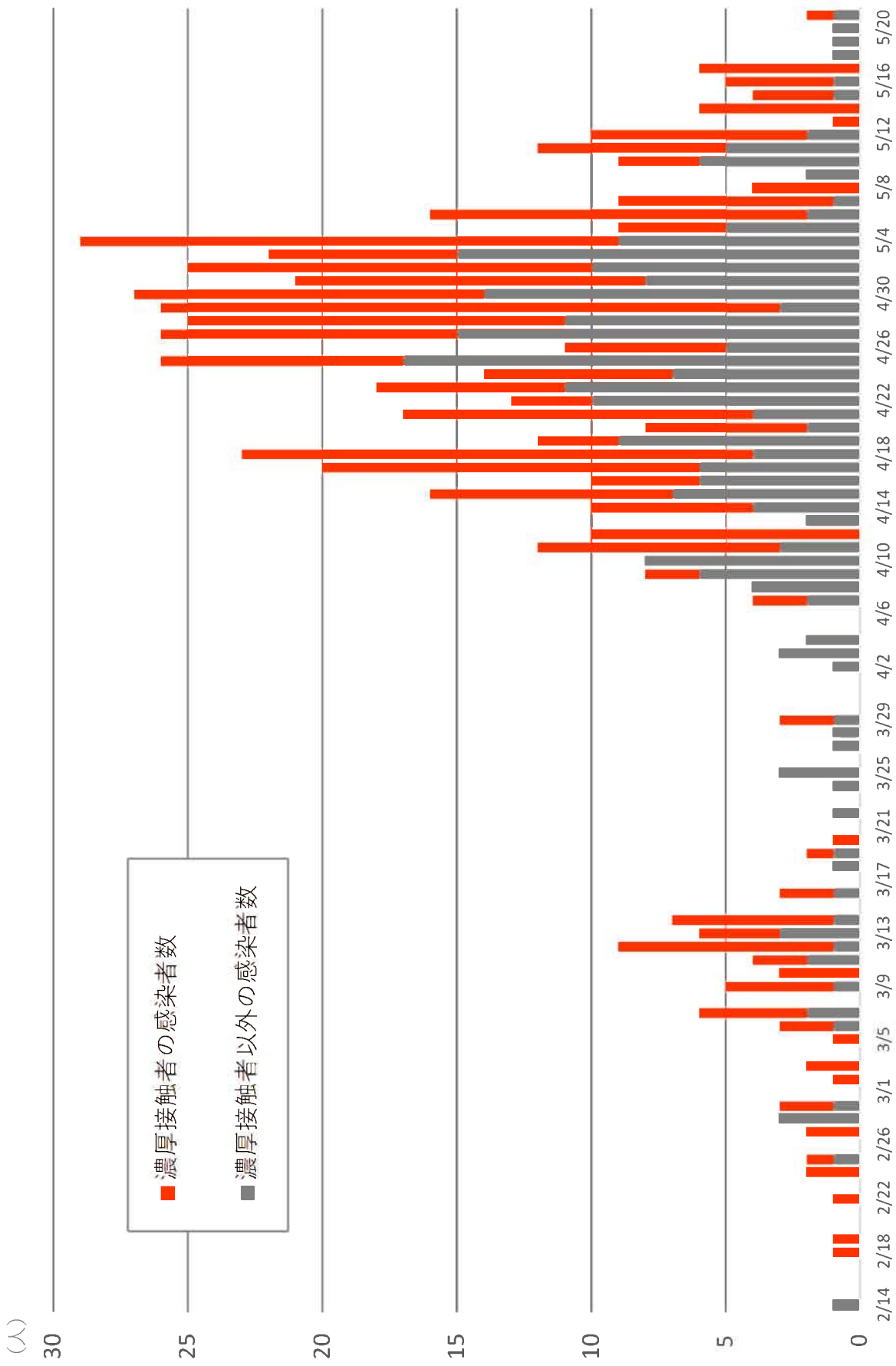
- ・医療用マスク 21,044 枚、使い捨てマスク 172,820 枚、布マスク 200 枚
- ・アルコール除菌液 780ℓ、次亜塩素酸水 60ℓ

札幌市における発症状況（5月21日現在）

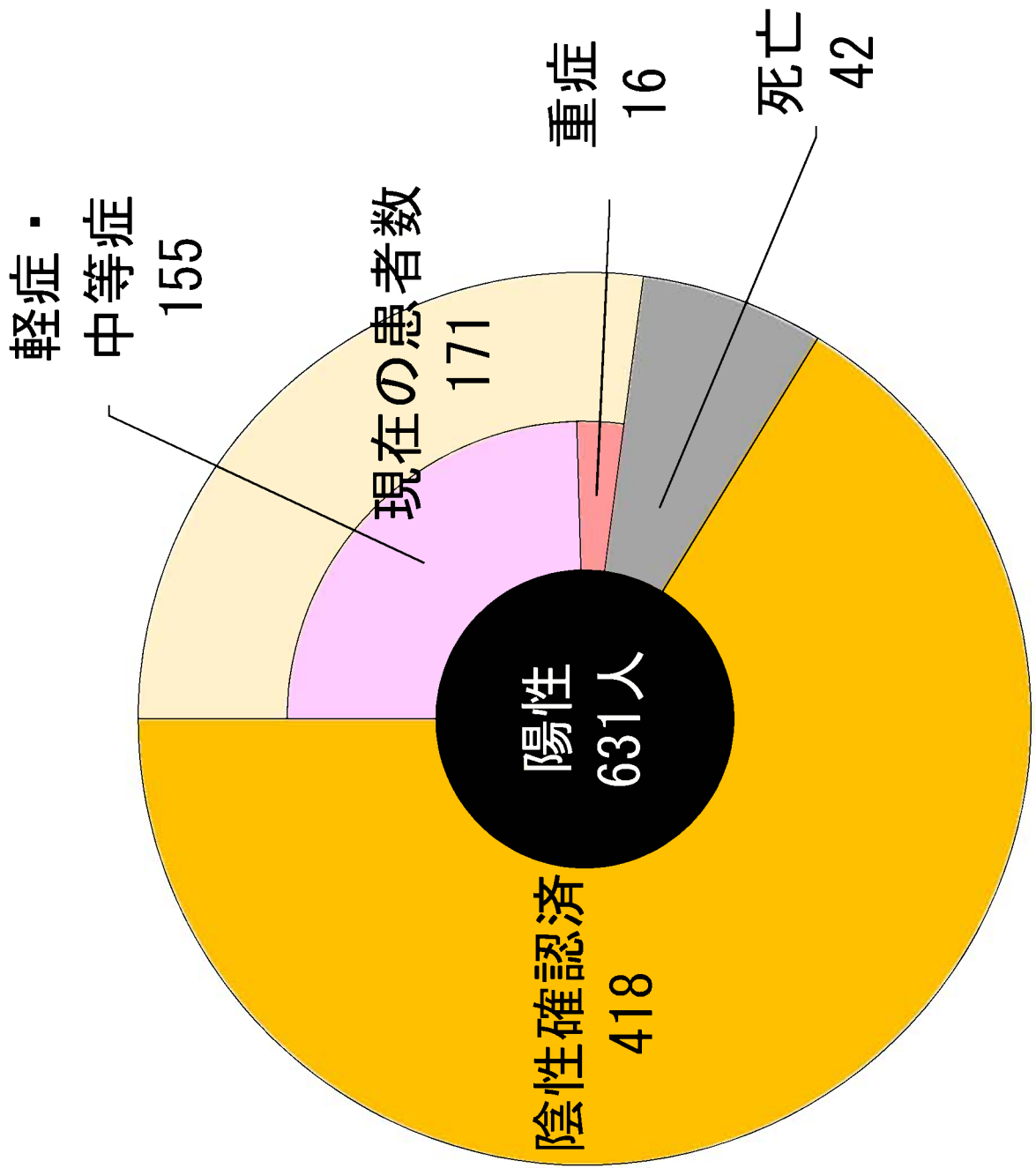


※発症者数には調査中等のため未計上分あり

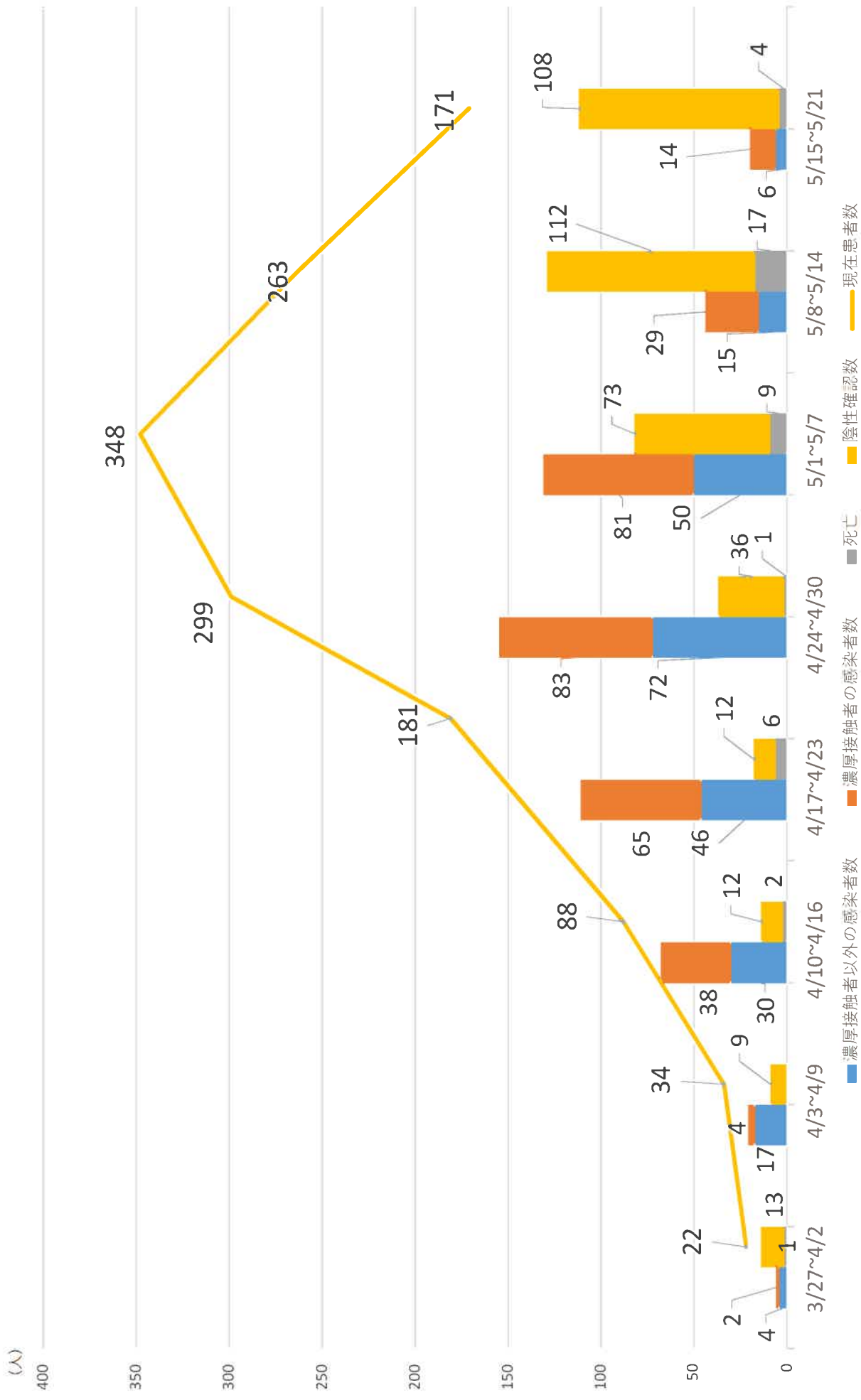
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（5月21日現在）



札幌市における陽性者の状況（5月21日現在）



市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

※公表日ベース

<5/1~5/7>

新規感染者数				
131	81	リンクあり		リンクなし 50
		クラスター	クラスター以外	
		36	45	

帰国者・接触者
外来受診者数及びPCR検査センター
の摂取検体数

477

<5/8~5/14>

新規感染者数				
44	29	リンクあり		リンクなし 15
		クラスター	クラスター以外	
		10	19	

帰国者・接触者
外来受診者数及びPCR検査センター
の摂取検体数

507

<5/15~5/21>

新規感染者数				
20	14	リンクあり		リンクなし 6
		クラスター	クラスター以外	
		7	7	

帰国者・接触者
外来受診者数及びPCR検査センター
の摂取検体数

281

※最終日分未反映

解除基準と直近の状況

	解除基準		直近の状況	(参考) 北海道
国	直近1週間の新規感染者数が前週の数を下回る		○	○
	直近1週間の新規感染者数 (10万人あたり)	0.5人未満程度	1.02 ※10人以下で到達	0.67 ※26人以下で到達 (直近35人)
北海道	1日の新規感染者数 (直近1週間の平均値)	10人以下	2.9	5.0
	1日のリンクなし新規感染者数 (同上)	3人以下	0.9	1.9